

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

A&D Company, Limited

最終更新日: 2015年4月22日
株式会社エー・アンド・デイ

代表取締役 古川 陽

問合せ先: 総務部 048-593-1115

証券コード: 7745

<http://www.aandd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「自然界の情報を捉え活かすためのアナログとデジタルの変換技術を原点に、計測・制御技術を駆使したツールの提供によってお客様による新しい価値の創出を支援し、産業の発展と健康な生活に貢献する」という経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことであり、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最も重要な課題のひとつであると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エー・アンド・デイ従業員持株会	1,680,500	7.48
株式会社フルカワ	1,533,250	6.83
ピービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック フアンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,183,300	5.27
株式会社デンソー	1,122,000	5.00
株式会社エー・アンド・デイ	1,091,247	4.86
株式会社埼玉りそな銀行	606,000	2.70
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	600,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	531,900	2.37
株式会社足利銀行	490,000	2.18
古川 陽	325,250	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査・会計監査・内部監査の効率的な実施、情報交換、及び意見交換のために、監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室が年3回～4回の「3者会議」をもっており、また、必要に応じて相互に連携をとる体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大嶋 浩	他の会社の出身者													
綾 克己	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大嶋 浩	○	独立役員。	事業会社において、長年に亘り経営を含む幅広い業務経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、当人が所属していた企業と当社との取引高は小額であり、また当社の主要株主でもないことから、当人が一般株主と利益相反が生じる事のない公正・中立な立場にあると判断しております。
綾 克己	○	独立役員。	弁護士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映し、経営全般の監視に活かすため、社外監査役として選任いたしました。当社は、同氏の法律事務所に弁護士報酬等の支払いがありますが、当社と関連を有しない他の当事者と同等の条件によるものであり、かつ多額なものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬をより一層業績に連動させる体系とするため、月額報酬とは別枠にて業績連動報酬制度を導入しております。主な内容としましては、支給総額5億円を上限として、業績連動報酬を損金経理する前の税金等調整前純利益（連結）の2%を、決算数値確定後に一括で支給するものであります。
 また、当社の取締役に対して、これまでの事業発展に対する功績に報いるとともに、当社の株価や業績と報酬との連動性を高め、業績向上および株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として新株予約権（株式報酬型ストックオプション）制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、取締役を対象として新株予約権（ストックオプション）制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役については社内取締役、社外取締役の別に各々の総額を開示しており、また監査役についても社内監査役、社外監査役の別に各々の総額を開示しており、平成26年3月期の役員報酬等の内容として、社内取締役（8名）205 百万円（基本報酬184百万円、業績連動報酬20百万円）、社内監査役（2名）12百万円（基本報酬）、社外役員（2名）9百万円（基本報酬）を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成され、「基本報酬」は株主総会で決議された報酬月額範囲内で取締役の職責及び実績等に基づき取締役会で決定し、「業績連動報酬」は平成19年6月27日開催の第30回定時株主総会の決議に基づき、支給総額5億円を上限として業績連動報酬を損金経理する前の税金等調整前当期純利益(連結)の2%を決算数値確定後に一括で支給するものであります。また、当社の監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬月額範囲内で監査役の職責に応じて監査役の協議により決定される「基本報酬」としてあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する専任のサポートスタッフはおりませんが、必要に応じて総務部等が依頼に基づく情報の収集、取締役会等の会議資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の経営は取締役会を事業運営の中枢として位置づけており、取締役会にて経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他の重要事項を決定するとともに、その業務執行状況を監督しております。取締役会は、毎月1回定期に行う他、必要に応じて臨時に開催しており、平成26年3月期においては17回開催しております。

社外取締役の選任に関しましては、前述「現状の体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

(2) 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成しております。各監査役は、監査役会で定めた監査方針等に従い、取締役会及び重要会議への出席や職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。

(3) 会計監査

会計監査につきましては、当社は有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。平成26年3月期において業務を執行した公認会計士は、同監査法人の筆野力氏及び西村克広氏で、当社に係る継続関与年数については、両氏共に7年以内であるため記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る監査補助者は、公認会計士5名、その他7名をもって構成されております。

(4) 内部監査体制

内部監査につきましては、内部監査規程に基づき社長直轄の内部監査室が各部門及び当社グループ各社の業務活動全般を監査しております。内部監査室は専任者2名の体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社の監査役会を構成する4名のうち、2名は社外監査役で独立役員にも指名されており、客観的な見地からの経営監視が可能であります。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社内における意思決定に際しては、監査役が取締役会のほか執行役員会議、部長会議等の重要会議に出席し意見を述べており、経営の監視機能という点におきましては現状で十分機能していると考えております。

なお、平成18年の定時株主総会後の取締役会決議により、コーポレートガバナンスのより一層の充実のために執行役員制度を導入して、これまで取締役会が担ってきた「経営の意志決定および監督機能」とその意志決定に基づく業務執行機能を分離し、双方の機能強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成17年開催の定時株主総会より集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算後(毎年5月)及び中間決算後(毎年11月)において、アナリスト・機関投資家等を対象として決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部総務課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定し、廃棄物の削減、リサイクル率の向上に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方とその整備状況

当社は、「自然界の情報を捉え活かすためのアナログとデジタルの変換技術を原点到に、計測・制御技術を駆使したツールの提供によってお客様による新しい価値の創出を支援し、産業の発展と健康な生活に貢献する」という経営理念を実現するための施策の一つとして、内部統制システムをとらえております。法令遵守、業務の適正の確保及びリスクの適切な管理が、予期せぬ損失を防ぎ企業価値の向上に資する事と認識し、内部統制システムの整備に取り組んでまいります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「A&Dグループ倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを、社内に周知徹底しております。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を任命し、総務部をコンプライアンス体制の構築・維持・整備の担当事務局としております。

監査役会及び内部監査室は連携し、法令及び社内規程等の遵守体制や有効性を監査し、適正性の確保に努めております。

また、法令及び社内規程等に対する不正行為の早期発見並びに是正を図る為「内部通報管理規程」を定め、そのための通報窓口を設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」に従い総務部が保存、管理し、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役はリスクに関する統括責任者としてリスク担当役員を任命し、総務部をリスク管理の総括部門とする他、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定めております。

また、全社的なリスク管理推進に関わる課題を審議する為リスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理規程」に基づき総括管理を行い、各部門においてはそれぞれのリスクを管理するため、規程・マニュアル・ガイドライン等を制定し部門毎にリスク管理体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的におこなわれるよう、実施状況を監督しております。

また、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能強化を図るとともに、社内規程により職務分掌・職務権限や業務運営手続の明確化を図り、効率的に職務の執行が行われる体制を敷いております。

(5) 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「A&Dグループ倫理憲章」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを、社内グループ各社に周知徹底しております。

関係会社は「関係会社管理規程」に基づき各担当部門がそれぞれ所管業務についての管理を行い、経営管理部がこれらを横断した総括管理を行っており、管理にあたっては、その自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を求める他、承認・報告事項を定め円滑な管理を推進しております。

監査役会及び内部監査室は連携し、法令及び社内規程等の遵守体制や有効性を監査し、適正性の確保に努めております。

財務報告については、金融商品取引法に基づき会計基準その他関連する諸法令を遵守、信頼性のある財務報告を重視し、グループの財務報告の適正性・適法性を確保するため、社内規程等必要かつ適正な内部統制を整備、運用しております。また、当社管理部門を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する等財務報告の信頼性を維持・担保する為の体制の整備を行ってまいります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役と監査役の協議によって決定します。

監査役業務を補助すべき期間における当該使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとみなし、取締役の指揮命令には服さないものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握する為、取締役会・執行役員会議・部長会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に3者会議を開催し監査や内部統制に関する情報交換を行い、また、必要に応じて相互に連携をとりあう体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、これらの勢力や団体からの要求に対しては毅然たる態度で臨んでおります。その旨を「A&Dグループ倫理憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、速やかにかつ適正に対処できる体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に関する基本方針について

当社は、金融商品取引法並びに適時開示規則等に基づく適時適切な情報開示は、株主を始めとするステークホルダーに対する当然の義務であり、また上場会社として果たすべき社会的責務であると認識しております。そのために、迅速な情報の収集とその適切な取扱い、及び正確かつタイムリーな情報開示を目的として、社内体制の充実・整備に継続的に取り組む方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制の状況について

当社並びにグループ企業の重要な会社情報（以下「内部情報」）の管理体制については、当社のインサイダー取引防止規程に基づき統括情報管理責任者及び社内情報管理者を設置しており、統括情報管理責任者は取締役執行役員管理本部長が、社内情報管理者は総務部長がその任にあっております。また、内部情報の一元的な管理を行うために、全ての内部情報は社内情報管理者に報告することになっており、社内情報管理者は統括情報管理責任者及び社長と協議を行い、情報の分析と開示の決定を行っております。

内部情報の開示に当っては、情報開示担当役員として取締役執行役員管理本部長がその任にあたり、実務は総務部にて担当しております。

